



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…

規則（教）

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………

○特別免許状に関する規則の一部を改正する規則……………

告示（公）

○運転免許取得者等検査の認定……………

○認定教育実施者の届出事項の変更届出……………

告示

●東京都告示第千九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年十月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

多摩市鶴牧三丁目五番三から同番五 令和六年九月十日
まで及び二十番五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

規則（教）

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十二号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（令和六年東京都教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「令和七年四月一日」を「令和十二年四月一日」に改める。

附則第二項中「令和七年三月十七日」を「令和十二年三月十七日」に、「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十三号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第六号様式、第八号様式(表)及び第十六号様式中「罫罫」を「罫罫」に改める。

附則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則別記第一号様式、第六号様式、第八号様式及び第十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十四号

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則

特別免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(表)中「罫罫」を「罫罫」に改める。

- 附 則
- この規則は、令和七年六月一日から施行する。
 - この規則の施行の際、この規則による改正前の特別免許状に関する規則別記第一号様式による用紙及び、現に残存するものの使用の修正を加えないで使用することについては、

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第364号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定に基づき、告示する。

令和6年10月30日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

- 認定年月日
令和6年10月1日
- 認定事項

名称、住所及び代表者の氏名	株式会社トヨタ東京教育センター 立川市羽衣町一丁目3番4号	運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	トヨタドライビングセンター東京 立川市羽衣町一丁目3番4号	運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下

高村 熟	学校法人五鳥育英会 世田谷区玉堤一丁目28番1号 渡邊 功	東急自動車学校 多摩市唐木田三丁目6番	「規則」という。）第1条第1号 認定認知機能検査同等検査
株式会社コヤマドライビングスクール 渋谷区神泉町11番1号 福島 清次	コヤマドライビングスクール 津	東村山市秋津町三丁目15番地18	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査
坂本自動車株式会社 台東区日本堤二丁目36番10号 宮下 敦之	金町自動車教習所 葛飾区東金町一丁目10番8号	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査
飛鳥DC日野株式会社 日野市旭が丘一丁目1番地の2 川野 繁	飛鳥ドライビングアカデミー日野 日野市旭が丘一丁目1番地の2	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査
株式会社武蔵境自動車教習所 武蔵野市境二丁目6番43号 高橋 勇	武蔵境自動車教習所 武蔵野市境二丁目6番43号	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査
株式会社新東京自動車教習所 小平市小川町一丁目2364番地 関口 元久	新東京自動車教習所 小平市小川町一丁目2364番地	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査
株式会社大泉自	大泉自動車教習	規則第1条第1号	規則第1条第1号

自動車教習所 練馬区東大泉六丁目34番1号 加藤 浩一	練馬区東大泉六丁目34番1号	認定認知機能検査同等検査
株式会社拝島自動車教習所 福生市大字熊川1495番地 渡辺 淳	拝島自動車教習所 福生市大字熊川1495番地	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査
国際興業株式会社 中央区八重洲二丁目10番3号 黒滝 寛	町田ドライビングスクール 町田市南大谷三丁目19番1号	規則第1条第1号 認定認知機能検査同等検査

●東京都公安委員会告示第365号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から課程の名称の変更届出があつたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年10月30日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

変更届出があつた認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
町田ドライビングスクール	課程の名称	シニア安全教育	シルバー安全教育	令和6年6月1日

東京部
東京都新宿区西新宿三丁目八番一號
郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇日 印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
郵便番号 101-0051
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

